

公安委員会 説明資料No. 1	「平成23年度実績評価書（案）」等 について	平成24年7月19日 総務課
<p>1 平成23年度実績評価書（案）</p> <p>「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」及び「平成24年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、「平成23年度実績評価計画書」において示した29の業績目標についての評価結果及びその政策への反映の方向性をまとめたもの。</p> <p>(1) 評価の結果</p> <p>達成：6、おおむね達成：19、達成が十分とは言い難い：4</p> <p>(2) 「達成が十分とは言い難い」と評価した目標と評価結果の政策への反映の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 良好な生活環境の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・ 違法性風俗店等に対する関係部門間の連携を強化した取締りの実施 ・ 風俗営業者の自主的な健全化のための取組の支援 ○ 振り込め詐欺の捜査活動及び予防活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「だまされた振り作戦」による現場検挙、突き上げ捜査による上位被疑者の検挙、犯行拠点の摘発等の徹底 ・ 「家族の絆」の醸成による被害防止対策、「留守番電話作戦」、コールセンターや防犯ボランティア団体等を活用した注意喚起、金融機関等における声掛け等の推進 ○ 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 末端乱用者の検挙、突き上げ捜査の徹底 ・ 組織の資金の流れに着目した捜査の推進、麻薬特例法の適用による薬物犯罪収益等の剥奪の徹底 ○ 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 拳銃110番報奨制度の更なる活用、装備資機材の充実 ・ 暴力団等犯罪組織の首領や幹部に焦点を当てた突き上げ捜査の徹底 <p>2 平成23年度政策評価実施結果報告書（案）</p> <p>政策評価法に基づき、平成23年度に実施した政策評価の結果の概要及び評価結果の政策への反映状況（予算要求、定員要求等）についてまとめたもの。</p> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 上記評価書等の案は、本年6月22日に第24回警察庁政策評価研究会を開催し、有識者から意見を聴取した上で作成。 ○ 今後、警察庁ウェブサイトでの公表、総務大臣への送付等を予定。 		<p>資料1</p> <p>資料2</p> <p>資料1 P 5</p> <p>P 11</p> <p>P 15</p> <p>P 16</p>

(※ 資料省略)

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（福岡県）に対する
審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成24年7月19日
給与厚生課

(略)

1 意見募集の趣旨

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(注1)附則第3条第1項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等(注2)に関する命令」(以下「共同命令」という。)等を定めるに当たり、行政手続法第39条の規定に基づき命令案等を一般に公表し、意見を募集するもの。

(注1)平成19年法律第134号。以下「特措法」という。

(注2)特措法附則第3条の規定に基づき、猟銃の所持許可又は所持許可の更新に係る技能講習の義務付けを免除される者

2 期間

平成24年7月20日(金)から平成24年8月18日(土)までの間(30日間)

3 共同命令案の骨子

(1) 特措法附則第3条第1項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする(第1条関係)。

○ 1年以内に鳥獣被害対策実施隊員として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等を1回以上したこと

○ 3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていないこと

(2) 特措法附則第3条第2項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次のいずれにも該当する者とする(第2条関係)。

○ 1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第9条第8項の従事者として、猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等を1回以上したこと

○ 3年以内に銃刀法上の指示処分を受けていないこと

4 銃刀法施行規則の改正

特定鳥獣被害対策実施隊員等の猟銃の所持許可又は所持許可の更新に係る申請書の添付書類について定めるため、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則(昭和33年総理府令第16号)について所要の改正を行うもの。

5 共同命令等の施行期日

平成24年9月28日(金)

社会資本整備事業（※）を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき定められるもの。

今回、平成24年度から28年度までの5箇年を計画期間とする計画を策定。

※ 道路、交通安全施設、鉄道、空港、港湾、航路標識、公園・緑地、下水道、河川、砂防、地すべり、急傾斜地及び海岸に関する事業（13事業）

1 社会資本整備重点計画案（別添）の概要

第1章 社会資本整備事業を巡る現状とその対応

第2章 社会資本整備のあるべき姿

第3章 計画期間における重点目標と事業の概要

第4章 計画の実効性を確保する方策

第2章では、中長期的な政策課題ごとに、各課題を解決するための事業・施策の集合体（プログラム）を記載。

第3章では、計画期間中の重点目標と、各目標ごとに実施すべき事業・施策及び指標を記載。

2 警察関連の事業・施策等

（1）事業・施策（別紙参照）

ア 「ゾーン30」の推進(生活道路対策) カ 信号機の高度化等

イ 通学路対策の推進 キ 事故危険箇所対策

ウ 自転車利用環境の整備 ク 円滑化対策

エ 歩行空間のバリアフリー化 ケ 交通安全施設等の戦略的維持管理

オ 歩車分離式信号の整備 コ 災害に備えた道路交通環境の整備

（2）指標（現行の計画とほぼ同様）

ア 死傷事故の抑止件数【H28年度末までに約3万5千件／年抑止】

イ 通過時間の短縮【H28年度末までに約9千万人時間／年短縮】

ウ CO₂の排出抑止【H28年度末までに約18万t-CO₂／年抑止】

等

3 国民及び都道府県からの意見聴取結果

国民から75件、都道府県から397件の意見が提出されたが、警察関連部分について加筆・修正等の対応を要するものはなかった。

4 閣議決定日

7月31日（予定）

（※ 別添及び別紙省略）

1 開催日時等（予定）

- 平成24年7月20日（金） 閣議前
- 全閣僚が構成員（内閣総理大臣が主宰）

2 議題

(1) 「再犯防止に向けた総合対策」（案）について

刑務所出所者等の再犯の効果的防止のため、長期かつ広範な取組を社会全体の理解の下で継続すべく、より総合的かつ体系的な再犯防止対策を取りまとめたもの。

《内閣官房副長官及び法務大臣から発言予定》

(2) 犯罪諸対策の進捗状況等について

- 国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部関係
 - ・ 原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について
 - ・ テロ資金対策の推進について

《国テロ推進本部副本部長（国家公安委員会委員長）から発言予定》
- 犯罪対策閣僚会議下部会議関係
 - ・ 死因究明等推進法に基づき「死因究明等推進会議」が設置されることに伴う「死因究明制度に関するワーキングチーム」（平成23年7月設置）の発展的解消について
 - ・ 公共事業等及び企業活動からの暴力団排除の進捗状況について
 - ・ 「コミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るための緊急対策」の推進結果について 等

《内閣官房副長官から発言予定》
- 警察における犯罪対策に係る取組等
 - ・ サイバー攻撃対策、不正アクセス禁止法改正等サイバー空間の脅威に対する各種施策について
 - ・ 暴力団対策法改正等各種暴力団対策について
 - ・ 死因・身元調査法の制定等について 等

《国家公安委員会委員長から発言予定》

公安委員会

説明資料No. 6

警察庁長官に対する開示請求の決定

について(行政機関情報公開法関係)

平成24年7月19日

総務課

(略)

公安委員会	オウム真理教関係警察庁指定特別手配	平成24年7月19日
説明資料No. 7	被疑者の再逮捕について（警視庁）	公安課 捜査第一課

1 被疑者

住居 神奈川県相模原市

職業 会社員

菊地 直子 40歳

2 逮捕日時及び逮捕罪名

(1) 逮捕日時 平成24年7月15日（日）午後3時56分

(2) 逮捕罪名 殺人未遂及び爆発物取締罰則違反
（東京都庁内郵便物爆破殺人未遂事件）

3 事案の概要

被疑者は、ほか数名と共謀の上、平成7年5月9日頃から同月11日頃までの間、東京都八王子市内のマンション居室で爆発物を製造し、同月11日頃、これを東京都知事青島幸男（当時）宛ての郵便物として新宿区内の郵便ポストから投函し、同月16日頃、東京都庁内知事秘書室において、郵便物の確認作業をしていた総務局知事室秘書担当副参事（当時44歳）に開封させて、その直後にこれを爆発させ、もって、東京都知事らを殺害する目的で爆発物を使用した。上記副参事に全治まで約2か月を要する左手全指挫滅切断等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったもの。

4 捜査の経過

- (1) 6月3日、地下鉄サリン事件（殺人及び殺人未遂）で逮捕
- (2) 6月24日、地下鉄サリン事件を処分保留とし、VX使用襲撃事件（殺人及び殺人未遂）で再逮捕
- (3) 7月15日、VX使用襲撃事件を処分保留とし、東京都庁内郵便物爆破殺人未遂事件（殺人未遂及び爆発物取締罰則違反）で再逮捕

公安委員会 説明資料No. 8	テロ関連ウェブサイト共有データベース の運用開始について	平成24年7月19日 国際テロリズム対策課
--------------------	---------------------------------	--------------------------

1 経緯

- ASEAN各国と連携したテロ関連ウェブサイト共有データベースの創設については、平成21年5月のベトナム・ハノイで開催された第29回ASEAN警察長官会合（ASEANAPOL）^{アセアナポール}において警察庁から提案し、同意を得た。
- その後、第31回（平成23年）及び第32回（平成24年）のASEANAPOLでも継続して協議し、本データベースの利用の促進等で意見の一致を見てきたところ。
- この間、警察庁及びASEAN各国は、運用の在り方について協議を行いつつ、ネットワークを構成する端末の調達を始めとする基盤整備を図るなど所要の準備を進めてきたところ、本日、運用開始の運びとなったもの。

2 システムの概要

(1) 名称

テロ関連ウェブサイト共有データベース (The Shared Database of Websites related to terrorism for ASEANAPOL members' countries and National Police Agency of Japan (SDWAN))

(2) 構成

警察庁にデータベースを設置。所要のセキュリティを施した上で、我が国と各メンバー国においてネットワークを構成。

(3) 入力される情報

テロ組織が運営するウェブサイト、テロに関する犯行声明、暴力的な見解の宣伝等に係る情報を英語に翻訳した上で、入力する。

3 期待される効果

- 「アル・カーイダ」を始めとする過激派組織及びその支援者等がインターネットを活用して、過激思想を広め、構成員を勧誘したり、相互にテロ関連技術・知識を共有している中、テロ関連ウェブサイトのチェック業務を国際的に分担（特に言語への優位に応じて分担）することにより、東南アジア域内及び我が国において効率的なテロ対策の推進が可能となること。
- 本システムの枠組みを通じ、テロ対策分野における警察庁と東南アジアの警察機関との協力体制が強化されること。